

和地裁
判決

不開示不服
審査請求で

和歌山市長が裁決を
しないことが違法と認め

5万円の賠償支払命じる 裁決遅れの精神的慰謝料損害

当会の活動として2022年3月31日に提訴していた裁判の判決が1月19日に和歌山地方裁判所でありました。判決は、不開示の不服審査請求で和歌山市長が裁決をしないことが違法であると確認し、裁決遅延の精神的慰謝料5万円の賠償支払いを命じました。

この裁判は、和歌山市の情報公開をめぐり、不開示請求の対象公文書及び開示の充実と促進のため、当会の活動として提訴



示していたものです。不開示請求の対象公文書は、和歌山市の尾花正啓市長や副市長等の公用電子メールです。不開示請求を21年3月31日に行います。で、市長は同年5月28日に全部不開示にします。不開示理由は、「通信の秘密を侵害するため」でした。これを不服として審査請求

を21年8月30日にしますが、7ヵ月が経過しても、次の手続きの審査請求人が提出する反論書の提出告知通知がなかったことから、22年3月31日に提訴したものです。

判決は、裁決までの必要手続きで、審査請求人に対する反論書提出告知通知が審査請求の約9ヵ月後であること、審査会への諮問が同様に約1年5ヵ月後であること、そして、約2年以上経過した裁判最終時の昨年10月20日時点で裁決をしていないことから、違法と断じました。それを踏まえ、原告の精神的慰謝料損害は5万円と

し、和歌山市に賠償支払するように命じました。これらが認められたことは大きな成果です。

他方、判決は、原告側が求めていた不開示の取消請求については認めず、この部分は敗訴しました。追加の不開示理由の電子メール「不存在」が追認されたというものです。とはいえ、市長が当初に、不開示とした「通信の秘密を侵害するため」という理由については、通信の秘密を侵害するものではないと判断しました。

この判決に双方控訴せず確定し、賠償支払いも受けました。また、問題の裁決はすでになされました。



自民党県議団の「東京研修」

主たる目的「会食懇親会」と指摘

開催時期から 忘年会か新年会

合計1468万円の返還勧告求め

研修時間は僅か1時間以内

当会は2月2日、2020年度と21年度を除く13年度から22年度に自民党県議団が実施した8回分の東京研修経費計1468万4711円につき、政活費の支出は違法・不当として、返還請求するよう知事に勧告することを求めた住民監査請求を行いました。

和歌山県議会の自民党県議団は、自ら「東京研修」という講演会を開催し、その経費と所属議員

らが参加する経費に政活費を支出していました。

新型コロナウイルス禍で見送ったであろう20、21年度を除く8開催分の東京研修を分析。

その研修を東京で開催する必要があるとまでいえないのに繰り返し東京で、超がつく高級ホテル（ホテルニューオータニ）にして1泊2日で、しかも、12月の年末もしくは1月年始に、研修と会食懇親会を行うというものです。会食懇親会は、開

催時期から一般的に「忘年会」あるいは「新年会」の意味合いを帯びます。

他方、研修時間は、僅か30分間や45分間など概ね1時間以内と、宿泊研修の割に短いものでした。それ故、東京研修の主たる目的が研修外にあったという他ないと指摘しました。

報道によると、自民党県議団の森礼子会長は取材に、「東京研修で懇親会はあったが、主たる目的は研修。会食費は各議員が支出している、懇親を深めることは悪いことではなく、何も問題ではない」と、話したそうです。

しかし、会食費を各議員が支出していたとして、元々そういう会食懇

親会は、政務活動外のことです。それを研修と峻別しないで行うことで、東京までの旅費及び宿泊費などの利益を得ており、その利益を得るために研修がなされていると指摘しました。

また、研修は、和歌山市内で行えば、講師の交通費や宿泊費が必要になるとしても、20人を超えて参加する県議の東京までの交通費や宿泊費が不要となり、より安価に実施でき、最小の経費で実現できることが見込まれます。それを漫然と東京で行うことは公金支出に求められる最小の経費で最大の効果を挙げることに反すると指摘しています。

監査請求は、正式受理され意見陳述がすでに終わりました。監査結果は、提出の日から60日以内にされます。



監査請求書を提出する畑中事務局長(左側)

裁判に訴えなくても審査制度が機能する判決を

田辺市長相手の裁判 4月判決

この間、和歌山市長を相手にした裁判で勝利判決がありました（1面掲載）。同様の田辺市長を相手の裁判では、集中証人尋問が終わり結審しました。また、県の監査委員に住民監査請求を行いました（2面掲載）。田辺市では審査請求の判決が2件ありました。それらを縦横に語ります。

松井 新年早々、1月判

決で主要部分勝ちました（1面掲載）。おめでとございます。

畑中 審査請求に関する
判決の不作為の違法が
確認され、賠償金が認

められました。

迫間 全面勝利でなかったことが少し残念ね。

畑中 公用電子メールの開示をさせられませんでした。

松井 でも、主要部分勝ったじゃない。

畑中 そのメールを不開示にした理由が「通信の秘密を侵害するため」でしたが、判決はそれを否定しました。

松井 それも大きな成果でしょう。

畑中 そうです。で、「不存在」を理由に

負けましたが、市長らの公用電子メールがないはずがない、と今でも思っています。

迫間 私もそう思いますね。

松井 といえたとしても、控訴はしなかったですから。

1月判決が4月判決の見通しを明るくしている

松井 ところで、その判決で、田辺市長を相

手にした方の裁判の見通しを明るくしたといえませんか。

迫間 1月判決の違法の判断が審査請求人が提出する反論書の提出告知通知が9ヵ月後、諮問が約1年5ヵ月後、判決が2年を超えていることをもってしたからなの。

松井 それって、一定の基準を示したといえませんか。

迫間 田辺市長の方は、裁判後に裁決してありますが、諮問が約1年7ヵ月、もう1件も1年6ヵ月後でしたよ。

松井 判決は3年近い後でしたから。

畑中 もちろん。勝利は確信していますが、相手方の対応には異なる事情があって、それらの判断も重要です。

松井 集中尋問が終わり即、終結となったそうですが、判決日は。

畑中 4月19日午後1時10分からです。

迫間 証言された感想を伺います。

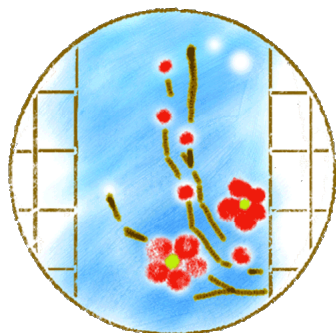
畑中 やっぱ緊張しました。

迫間 畑中さんでも緊張するんだ。

畑中 そりゃしますよ。

とはいえ、尋問に対し、うろたえることはなかったです。裁判所に向けても、裁判に訴えなくても不服審査制度が機能する判決を訴えました。

松井 期待しましょう。勝利判決を。



自民党県議団「東京研修」

今年度開催 裏金問題で中止か

松井 待っていました

よ、提出を。自民党県

議団の東京研修に関する住民監査請求書の。

迫間 ですが、今年度分

が対象になっていませんか。どうされたんですか（監査請求対象下記一覧表のとおり）。

松井 そつえば、対象の東京研修が一昨年の22年12月19日実施分までです。

畑中 対象にするつもりで開催を待っていたの

ですが、中止したようです。

迫間 確か、12月20日に

例年通り超高級ホテル

ニューオータニで行う

予定と言っています

でしたか。

畑中 そう言いました。

そういう情報を得てい

ましたから。

迫間 現場を見たいとも

言っていたでしょう。

畑中 言いましたよ。

松井 でもその頃は、和

歌山の国会議員の二階

さんも世耕さんも裏金

問題で渦中にありまし

う訳ね。

畑中 おそらくそれ以外

には考えられません。

直接、この目で見える機

会を失ってしまい至極

残念です。

松井 直接見たかったの

は、懇親会ですか。

畑中 どちらかといえば

そうですが、研修も確

認したかったですよ。

要する参加経費

を省みず 東京

開催をくり返す

自民党県議団

迫間 表向きは研修の装

いだったじゃない。な

のに、懇親会している

ことを、よく見つけま

したね。

畑中 最初に疑問を抱い

たのは、自民党県議団

が自ら「東京研修」と

していることに違和感

を感じたからです。

迫間 畑中さん特有の嗅

覚かも。どういう違和

感なの。

畑中 東京研修という固

有名称で呼んでいて、

東京開催に固執してい

るようで、研修なのに

何故繰り返し東京なの

か、と思った訳で。

松井 東京の団体が東京

で開催するならともか

く、和歌山の団体が東

京に固執して繰り返し

開催するのは不自然と

いえば不自然ね。

畑中 そもそも開催経費

が自前であれば和歌山

市内か市内近郊にする

のが普通じゃない。

迫間 でも、それだけじ

ゃ、「研修をしてきま

した」「役に立ちまし

た」、と言われればど

うするの。

松井 いやいや、和歌山

の自民党県議団が計画

する講演会です。要す

る参加経費を省みず東

京開催を繰り返し返すこ

は問題といえます。和

「東京研修(講演会・懇親会)」対象一覧表

	研修(講演会)		場所	参加人数	支出額
	年月日	時間			
1	2022/12/19	18:00~18:45	ホテルニューオータニ	23	1,862,086
2	2019/12/20	17:30~18:30	同上	26	1,922,430
3	2018/12/20	18:00~19:00	同上	19	1,734,780
4	2018/1/18	18:30~	同上	28	1,805,480
5	2016/12/21	18:00~	同上	29	2,064,460
6	2015/12/21	18:00~19:00	東京プリンスホテル	28	2,630,039
7	2015/1/19	16:00~17:30	ホテルニューオータニ	25	1,730,266
8	2013/12/20	14:00~16:45	不明	21	935,170
合計					14,684,711

たか
ら、そ
れどこ
ろでは
なかつ
たので
しょ
う。
迫間 国
会議員
さんら
は、む
しろ、
東京に
来ても
らった
ら、困
るとい

「懇親会」が明白になった証し

政務活動費領収書等貼付用紙

経費の種類	調査研究費 資料作成費	研修費 資料購入費	広報広報費 事務所費	要請陳情等活動費 事務費	会議費 人件費 (2/ 枚中 3 枚目)
-------	----------------	--------------	---------------	-----------------	----------------------------

貼付欄(一部充当又は按分の場合は、余白に政務活動費充当額、按分率等を記載すること。)

領 収 証

自民党県議団 様

平成29年01月05日

¥ 228,798 -

但し 12/1 H-マナー等 会議室料として
上記の金額正に領収いたしました

ケー・アイ・トラベル株式会社
〒640-8269 和歌山市小松原通1丁目1番35号
(県庁隣 サンビル4階)
TEL 073-421-5111

※ 自民党県議団東京研修(講演会・懇親会)
会議室料



歌山でできないことはないですから。

畑中 そつです。

畑中 その際の1泊2日の旅費・宿泊費です

が、講師を和歌山に呼

べば1人分、一方、東

京ですと20人を超え

る参加人数分が必要で

す。

迫間 費用対効果を無視

した東京研修、とい

たい訳ね。

裏の目的が疑

われた東京への

こだわり

畑中 それに、東京への

こだわりは、研修とは

異なる裏の目的が疑わ

れました。

迫間 そこが今回、明ら

かにされた訳ね。調査大変だったでしょう。それはどうして分かったの。

畑中 和歌山県は、未だ、

政務活動費の領収証な

どをネット公開してい

ませんので、田辺市か

ら県庁へ出向く大変さ

はありました。

松井 東京研修は、10年

前に遡って調べまとめ

られています。

分析もしっかり

されています

よ。

迫間 10年分はた

いへんだったで

しょう。

畑中 人一倍根気

強いんですから。

迫間 でも、懇親

会をしているというには、直接、それを示すものが必要でしょ。あるんですか。

自民党県議団

裏の目的を記

述し墓穴を掘

る

松井 あるんですよ、

畑中さん。確か、16(平

成28)年12月21日開催

分で提出された会議室

料の領収書を貼付した

用紙にある記述でした

よ(上記掲載資料)。

畑中 その用紙に、「※

自民党県議団東京研修

(講演会・懇親会) 会

議室料」と記述してあ

りまして。

松井 そつそつそれよ。

東京研修が、講演会・

懇親会と明白にしてい

るんだから。まあ、自

白といえる証しでしょ。

う。

迫間 裏の目的を書いてしまふ墓穴を掘ったというこのようね。

松井 隠し事はいずれば

レますが、畑中さんに

見つかったは見逃して

はくれません。

畑中 先ほど気づいたん

ですが、「東京研修(講

演会・懇親会) 会議室

料」とする記述は、講

演会と懇親会を同じ会

議室で行ったという意

味にとれますね。

迫間 同じ会議室です

か。

会議室はスクー

ル形式で160

人収容可能な

「舞の間」

畑中 会議室といっ

ても、この時は、超高級

ホテルニューオータニ

のアーケード階「舞の

間」で行っています。

迫間 「舞の間」で行

たことがどうして分かるの。

松井 議長に提出された資料に、そのような記載があったかなあ。

畑中 自民党県議団のホームページの活動報告に掲載があり記述されています。

松井 そちらを見ないと分からないと。

畑中 でね。その部屋は、中宴会場とされている豪華な会場です。

迫間 広さは。

畑中 スクール形式で160名、正餐形式で140名収容可能と案内されています。

迫間 何それ。めちゃ広いじゃない。



松井 えーと、研修参加

者は29人だから、そういう広い会議室が必要でないことは明白と。

迫間 では、懇親会の方で、それだけの広さの会場が必要であったからでしょうか。

松井 そついうえるんじゃない。国会議員らが参加していますし。

一般的に忘年

会や新年会を

行う時期に開

催

畑中 それに、開催時期が12月19日から21日の間に6回、1月18と19日に各1回です(4頁の一覧表参照)。

松井 そつでした。その時期に固定化しているといえますよ。

畑中 その時期は、一般的に「忘年会」や「新年会」を行う時期であ

り、懇親会を行えば、そついう意味合いが帯びていないとはいえないでしょう。

迫間 それいえますね。

東京研修の本質

研修に名を借り

た東京懇親会

畑中 改めて講演会の開始時刻をみると、17時

30分以降が大半であり、その開始時刻が懇

親会の開始時刻であっても早すぎない時刻といえます。

松井 それは、懇親会に参加する感覚で参加で

田辺市議会 裁決変更開示

原則非公開会議録大幅開示へ

畑中 田辺市では、不開示の不服審査請求で審査会の答申が2件ありました。

迫間 それは、これまでもしていた一連の紀州のドンファンに関する情報公開請求の不開示

松井 今回開示された文書を拝見しましたが、相当、開示部分が広がっていますね。

畑中 不開示が開示に広がった感覚をみなさんと共有するため、「会派代表者会議記録の11頁」を次頁に掲載しま



きるという意味ね。

畑中 そつです。

松井 結局、東京研修の本質は、研修に名を借りた東京懇親会だったということでしょう。

の。決定に対するものな

畑中 そつです。で、2件のうち市議会議長処分の方で、裁決変更決定による対象文書の開示がありました。それを紹介させて下さい。

松井 今回開示された文書を拝見しましたが、相当、開示部分が広がっていますね。

裁判情報

次回判決

裁決遅延国賠請求訴訟 (被告・田辺市)

前回1月23日の裁判では、田辺市側の職員2人と原告本人畑中の尋問が行われました。そして、審理は、この日で終結しました。次回は判決です。

○ 4月19日13時10分
201号法廷

当面の予定

3月19日 PM2:00～
ニュース発送作業日
3月28日 PM6:00～
会員会議
4月19日 PM1:10～
裁決遅延国賠請求訴訟 判決
(相手：田辺市)
4月25日 PM6:00～
第28回定期総会
4月30日 PM2:00～
ニュース編集会議
5月14日 PM2:00～
ニュース発送作業日
5月23日 PM6:00～
会員会議



次回会員会議のご案内

日 時 3月28日(木)午後6時～
場 所 和歌山合同法律事務所会議室

こぞってご参加下さい。